

新型コロナウイルスの感染が わかった人(検査陽性)は連絡を

注)

高崎健康福祉大学
のアカウントで
ログインしてください



高崎健康福祉大学
保健衛生委員会
令和6年3月1日～

<https://forms.gle/4YjVYK6tKYfGawPQ9>

上記のQRコードから新型コロナウイルスに感染したことを報告して下さい。

【大学学部生の皆様】

- ①報告したうえで、欠席する授業や実習の担当教員全員に連絡して下さい。
- ②待機期間は、「医療機関の指示通り」にして下さい。もし指示が無ければ「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」です。「発症した後5日を経過」:発症した日を0日目として下さい。「症状が軽快した後1日を経過」:軽快した日を0日目として下さい。「症状が軽快」とは解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善傾向にあることです。無症状の感染者の出席停止期間は検査した日を0日目とし、5日を経過するまでです。
- ③インフルエンザと同様、本学では待機期間は原則欠席扱いになります。同居家族が新型コロナウイルスに感染したとか、感染者と飲食をともにした等の理由だけでは待機義務に該当しません。ただしご自身の体調等で判断し、状況により無理せず休んで下さい。欠席する授業担当教員に相談して下さい。
- ④新型コロナウイルスに感染し自宅等で待機するにあたって、現時点では医療機関が発行する証明書を提出する義務はありません。また、登校開始にあたっての証明書を提出する義務もありません。証明書の提出を求める授業がある場合はその担当教員の指示に従って下さい。

【その他の関係者の皆様】

- ①報告して下さい。
- ②その後、指導教員や上司、関係事務室長等にメールで連絡し指示を受けてください。
高崎健康福祉大学保健衛生委員会